

平成19年度 横浜市保育所保育料（月額）

(単位/円)

階 層 区 分 及 び 定 義			3歳未満児			3歳以上児			国基準保育料 (参考)	
			第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	3歳未満児	3歳以上児
A	被保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0
平成18年分所得税非課税世帯	B1	平成18年度分市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	0	0	0	0	0	0	0
	B2	平成18年度分市民税非課税世帯 (上記以外の世帯)	3,000	1,200	300	2,000	800	200	9,000	6,000
	C1	平成18年度分市民税均等割のみ	6,400	2,500	600	4,700	1,800	400		
	C2	平成18年度分市民税所得割 5,000円未満	7,800	3,100	700	6,100	2,400	600	19,500	16,500
	C3	平成18年度分市民税所得割 5,000円以上	9,500	3,800	900	7,300	2,900	700		
平成18年分所得税課税世帯	D1	平成18年分所得税 2,700円未満	11,900	4,700	1,100	9,100	3,600	900	30,000	27,000
	D2	平成18年分所得税 2,700円以上 13,500円未満	13,700	5,400	1,300	10,500	4,200	1,000		
	D3	平成18年分所得税 13,500円以上 27,000円未満	15,500	6,200	1,500	12,200	4,800	1,200		
	D4	平成18年分所得税 27,000円以上 54,000円未満	19,100	7,600	1,900	15,000	6,000	1,500		
	D5	平成18年分所得税 54,000円以上 81,000円未満	23,600	9,400	2,300	18,800	7,500	1,800		
	D6	平成18年分所得税 81,000円以上 108,000円未満	27,600	11,000	2,700	20,800	8,300	2,000	44,500	41,500
	D7	平成18年分所得税 108,000円以上 135,000円未満	32,400	12,900	3,200	22,300	8,900	2,200		
	D8	平成18年分所得税 135,000円以上 162,000円未満	36,100	14,400	3,600	23,500	9,400	2,300		
	D9	平成18年分所得税 162,000円以上 189,000円未満	39,600	15,800	3,900	24,300	9,700	2,400		
	D10	平成18年分所得税 189,000円以上 216,000円未満	42,600	17,000	4,200	25,100	10,000	2,500		
	D11	平成18年分所得税 216,000円以上 243,000円未満	45,400	22,700	7,900	25,800	12,900	4,500	61,000	58,000
	D12	平成18年分所得税 243,000円以上 270,000円未満	48,100	24,000	8,400	26,500	13,200	4,600		
	D13	平成18年分所得税 270,000円以上 297,000円未満	50,800	25,400	8,800	27,500	13,700	4,800		
	D14	平成18年分所得税 297,000円以上 324,000円未満	52,800	26,400	9,200	28,500	14,200	4,900		
	D15	平成18年分所得税 324,000円以上 351,000円未満	54,400	27,200	9,500	29,800	14,900	5,200		
	D16	平成18年分所得税 351,000円以上 378,000円未満	55,900	33,500	13,900	31,000	18,600	7,700	80,000	77,000
	D17	平成18年分所得税 378,000円以上 405,000円未満	57,400	34,400	14,300	31,900	19,100	7,900		
	D18	平成18年分所得税 405,000円以上 486,000円未満	59,700	35,800	14,900	33,000	19,800	8,200		
	D19	平成18年分所得税 486,000円以上 720,000円未満	61,000	36,600	15,200	34,000	20,400	8,500		
	D20	平成18年分所得税 720,000円以上	62,500	37,500	15,600	35,500	21,300	8,800		

(注1) この課税額の計算をする場合には、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除(いずれも税額控除)の適用はありません。

(注2) 月の途中で保育所を入所又は退所された方は、在籍日数に応じた保育料になります。

その月の保育料=保育料(月額) × 在籍日数(日曜、祝日等を除く・25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注3) 国基準保育料とは、国が保護者の負担分として定めた保育料です。

(注4) この表の「第1子」「第2子」「第3子」については、認可保育所、幼稚園及び認定こども園に通っているお子さんの中で年齢の高い順に、1人目・2人目・3人目となります。また、4人目以降は全て「第3子」となります。